

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在の会社Bに派遣労働者として雇用され、C所在のD会社（以下「事業場」という。）に派遣されて、Eにおいて、顧客対応業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日午後○時○分頃、業務終了後事業場から帰宅する途中、F駅北改札口手前の階段で意識を失い、転倒して負傷した。
請求人は、翌日、Gクリニックに受診し、「腰部打撲、筋々膜性腰痛症、頸部捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された後、H病院など複数の医療機関に受診し、さらに、接骨院や鍼灸院でも加療を続けた。
- 3 請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、休業給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病を通勤によるものであると認め、これを支給する旨の処分をした。
- 4 本件は、請求人が平成○年○月○日から同年○月○日までの休業給付を請求したところ、監督署長が本件傷病は同年○月○日に治癒（症状固定）しているとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日において、治癒（症状固定）の状態にあったものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、要旨、請求人の症状は、改善もせず、安定もしていなかったため、治療が必要であり、今後は、検査や手術等も検討されていたことから、治癒とは認められず、治療を継続する余地があるなどと主張している。

(2) そこで、当審査会において、請求人の本件傷病の状態やその治療内容について、診断書及び主治医の医学意見等を含む一件記録を改めて精査したところ、以下のとおりである。

ア I 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、頰椎及び腰椎に係るX線画像及びMR I 画像には明らかな異常所見は認められないとの意見を述べるとともに、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、同月末頃を目処に治癒を判断する予定であるとの意見を述べている。さらに、同医師は、同年〇月〇日、労働基準監督署職員からの聴取に対し、要旨、最終受診日は同年〇月〇日であるが、同月に入ってから症状は安定しており、後遺症もないと思われるとの意見を述べている。

また、J 医師も、平成〇年〇月〇日付け来院報告書において、要旨、脊椎外科的傷病から心療内科的あるいはペインクリニック的病態に変容しており、鎮痛剤で疼痛や抑うつを緩和しながら、日常生活動作を取り戻していく認知行動療法的アプローチが重要であるとの意見を述べており、H病院の患者診

療記録の同日欄にも、要旨、元は頸椎捻挫や腰椎捻挫であるが、心理的要因がほとんどの状態であり、鎮痛剤併用で認知行動療法によって日常生活動作を取り戻していただくと記載されていることが確認できる。

さらに、K医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、慢性化した腰痛等に対して鎮痛剤を処方しており、今後も定期的な経過観察と薬物療法を継続する予定であるとの意見を述べている。

イ 他方、L医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、本件傷病は、骨傷のない軟部組織の受傷であり、かかる受傷は、受傷後2～3週で急性期の症状は消退し、4～6週で一定化するのが通常であって、請求人の場合も、受傷後2か月が経過した平成〇年〇月中旬には受傷による損傷症状は一定化していたものと考えられるが、請求人の心因的な病態に対応を要したことを考慮し、同年〇月〇日をもって治癒とする判断は妥当であるとの意見を述べている。

ウ 上記の医学意見からすると、請求人の本件傷病は骨傷のない軟部組織の受傷であることから、その症状は、通常、受傷後4～6週で一定化するものとされているが、I医師は、本件災害から約6か月を経過した平成〇年〇月には症状は安定したものとなっているとの意見を述べており、請求人の本件傷病の病態や症状経過からみて、決定書理由に説示するとおり、同月には、その症状は既に安定した状態にあったものと判断される。

エ また、上記アに説示するJ医師及びL医師が述べた治療内容は、残存する疼痛などの慢性症状に対する対症療法であり、たとえ症状が軽快したとしても、一時的に症状を抑制する効果があるにとどまり、根治的な治療であるとはいえないことから、決定書理由に説示するとおり、医療効果が期待できるものとは判断し得ない。

(3) 以上からすると、請求人の本件傷病は、遅くとも平成〇年〇月〇日には治癒の状態に至っていたものとみるのが相当であるから、監督署長がした本件処分は妥当であると認められる。

(4) なお、請求人は、本件公開審理において、要旨、神経ブロックなどの治療を受けており、痛みも徐々になくなり、症状も軽快しているから、治癒しているとはいえないと主張している。

ところで、労災保険制度における治癒とは、医学一般上認められた医療を行

っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったときをいうとされている。請求人が受けている治療は、その内容からみて、残存する疼痛などの慢性症状に対する対症療法であって、根治的な治療ではないから、上記判断のとおり、医学一般上認められた医療を行っても、これ以上の医療効果を期待することはできないものであり、治癒の状態に至っていたものとみるのが相当であるから、その主張を採用することはできない。

また、請求人は、L医師が作成した平成〇年〇月〇日付け診断書を提出し、要旨、請求人の本件傷病が治癒したのは、同診断書の治癒年月日欄に記載された同日であると主張するが、同診断書には同日を治癒日とすべき具体的な根拠や理由が示されていないことから、たとえ医師の判断であったとしても、請求人が主張するように、その意見をそのまま採用することはできない。

その余の請求人の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。